

平成29年度高度管理医療機器等に係る継続研修会開催のご案内

平成17年の改正薬事法の施行に伴い、平成18年4月1日から、高度管理医療機器等の販売業者等は、販売業・貸与業の営業所の管理者(営業所管理者)に、医薬品医療機器等法施行規則第168条に基づき、毎年度研修を受講させることが義務付けられています。

今年度も引き続き日本薬剤師会と共催し、次のとおり研修会を開催いたします。受講を希望される方は、次の事項をご確認の上、お申し込みいただきますようよろしくお願いいたします。

主催：日本薬剤師会 共催：広島県薬剤師会

1. 開催日時

○西部：

○東部：

定員になりましたので、
申し込みを締め切りました。

※会場の駐：

2. 対象者：(1)高度管理医療機器等の販売業等の営業管理者

(2)医療機器修理業の責任技術者

※(1)及び(2)の方につきましては、毎年度受講の義務があります

※医療機器販売又は賃貸業の事業所(営業者や薬局)で営業管理者となっている方、もしくは修理業の責任技術者となっている方以外は、受講できません。

3. 受講料：広島県薬剤師会会員3,000円、非会員5,000円

(テキスト代含む・税込み)

4. 定員：西部270名、東部100名

5. 研修内容：(1)医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令

(2)医療機器の品質管理

(3)医療機器の不具合報告及び回収報告

(4)医療機器の情報提供

6. 申込方法

平成29年9月1日(金)までに次のとおりお申し込みください。

申込書を確認の上、先着順に受付いたします。(定員になり次第受付を締め切ります。)

(1)受講申込書に必要事項をご記入の上、捺印してください。

(2)郵便局(ゆうちょ銀行)備え付けの振込用紙に所定事項を記入し、受講料を入金してください。

【受講料振込口座】

口座番号 01370-0-64759

加入者名 公益社団法人広島県薬剤師会

ゆうちょ銀行

支店：一三九 当座

口座番号：0064759

※通信欄に、必ず「継続研修会受講」、受講者名、薬局又は事業所名称、連絡先電話番号をご記入ください。

※振込手数料は、お申し込み者側でご負担願います。

(3) (2)で入金した受講料の払込金受領証のコピーを受講申込書の表面に貼付してください。

(4) ファックスで受講申込書をご提出ください。

(受理した申込書類は、返還しませんのでご了承ください。)

FAX (082) 249-4589

7. 受講票の送付について

申込締切後に受講が確定した方には勤務先へ受講票をお送りいたします。

※継続研修会当日、必ず受講票をご持参ください。

8. 受講修了証の交付について

遅刻された方、長時間に渡り席を離れられた方、途中退席された方には発行いたしかねますので、予めご了承ください。

9. その他

- ・ 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度認定対象研修会（1単位）申請予定
- ・ 申込後のキャンセルはできません。その際、返金はいたしかねますが、テキストのみご送付させていただきます。（受講修了証は、交付いたしません。）
- ・ 申込書類にご記入いただいた個人情報は、継続研修関連業務以外には、利用いたしません。

送付先

広島市中区富士見町11-42

TEL (082) 246-4317

FAX (082) 249-4589